

『地方税』（一般財団法人地方財務協会）2023年8月号掲載

論考 地方税のデジタル化の現状と今後の課題

一過疎化、公務員減少、人口減少社会の中で税務行政の持続性と納税者の利便性をどこまで実現できるか

一般財団法人キャノングローバル戦略研究所 研究主幹 柏木恵

はじめに

地方税のデジタル化は進展してきているが、過疎化、少子高齢化、公務員減少が進み、将来的には人口 8000 万人社会となっていく日本において、地方税務行政の持続性と納税者の利便性を実現するためにどこまでデジタル化できるのか、今後も引き続き検討する必要がでてくるだろう。これまで進めてきたデジタル化によって、かえって納税者や自治体が煩雑さや非効率を招くことないよう、地方税のデジタル化の全体を把握し、今後に向けて検討する必要があると思われる課題を言及する。

筆者は、2001 年から地方税の、特に ICT 化をベースにした税徴収の効率化を検討している。2004 年の市場化テスト提案や国税局主催の元谷垣財務大臣との懇話会などで、クレジットカード決済の導入や民間企業の活用などを提案した。一方で、自治体の現場にも参画し、2001 年に千葉県柏市で税務業務のコスト把握を行い、2005 年に大阪府堺市で市税コールセンターを導入し、5 か月で 3 億円徴収し、政令指定都市ワースト 3 からトップに導くことができた。その後、堺市で徴収一元化も行った。また、2008 年までに茨城県、埼玉県、千葉県、京都府の税務システム再構築にも関わってきた。

従来は各自治体や広域的な自治体連携で税務業務の効率化や ICT 化がなされてきたが、現在では、地方税務手続のデジタル化と税務システムの標準化を中心に進められている。地方税務手続のデジタル化については、地方税共同機構で進められている。2004 年 12 月に、地方税共同機構の前身である地方税電子化協議会が運用する地方税ポータルシステム（以下、eLTAX という）を用いた地方税電子申告を開始して以降、電子申請・申告・納付、共通納税、国税連携、年金特徴などの事業が拡充されてきた。

税務システムの標準化は、総務省の研究会を中心に検討されている。2021 年 8 月に「税務システム標準仕様書【第 1.0 版】」が公表され、2023 年 8 月 31 日には「税務システム標準仕様書【第 3.0 版】」が公表される予定である。総務省は、以前から、自治体内の様々な 26 業務システム間の情報連携を可能とする地域情報プラットフォーム標準仕様を策定し、一般財団法人全国地域情報化推進協議会（以下、APPLIC という）で、地域情報プラットフォーム標準仕様書を公開してきた。また、総務省は、円滑なデータ移行を目指して 34 業務を対象とした中間標準レイアウト仕様を策定し、地方公共団体情報システム機構（以下、J-LIS という）で普及活動をしてきた。そして、経費削減や業務効率化、人

材不足などの課題を克服する手段として、共同利用が注目され、総務省は情報システムの共同アウトソーシングや自治体クラウドも推進してきた。

1. 地方税のデジタル化はもともと難しい

筆者は、OECD や海外の税務行政のカンファレンスで、日本の地方税の制度やデジタル化を紹介してきた。2018年5月の国際会議で、日本の電子申告が国税と地方税の2に分かれている理由を説明したことがある。説明した内容は以下のとおりで、各国の税務当局の理解を得られた。①地方税は個人住民税や固定資産税、自動車税など賦課税目が多く、申告制度だけではない、②1999年の地方分権一括法以降、地方分権が進んでいる、③eLTAXは、自治体6団体から開始され、費用は自治体の負担金で賄われてきた。④地方税は、国税と異なり、地方税法、地方自治法、各自治体の条例・規則で実施されている。そのため、自治体ごとに異なる運用がなされているので、自治体ごとに税務システムがあり、様式や帳票も異なるので、統一化していくのがかなり難しい。

2. 令和4年度税制改正：地方税務手続のデジタル化

このような地方税の特徴があるが、2019年12月にデジタル手続法が施行され、コロナ禍でデジタル化の重要性が認識される中、令和4年度税制改正では、地方税務手続のデジタル化について、以下のように改正された。

①eLTAXを通じた申告・申請に係る対象手続の拡大

納税者等が地方公共団体に対して行う全ての申告・申請等について、eLTAXを通じて行うことができるよう所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和4年4月1日から施行し、実務的な準備が整ったものから順次対応する。

②eLTAXを通じた電子納付の対象税目の拡大

地方公共団体の収納事務を行う地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目を拡大し、納税者が全ての税目について、eLTAXを通じて納付を行うことができるよう所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後の納付について適用する。

③eLTAXを通じた電子納付に係る納付手段の拡大

1 eLTAXを通じた電子納付について、スマートフォン決済アプリやクレジットカード等による納付を可能とするため、納税者が、地方税共同機構が指定する者（機構指定納付受託者）に納付の委託を行うことができることとする。

2 機構指定納付受託者が指定日までに地方税共同機構に納付したときは、当該機構指定納付受託者が委託を受けた日に遡って、納税者から納付があったものとみなす。

3 納税者が機構指定納付受託者を通じた納付手続を行った場合であって、当該機構指定納付受託者が指定日までに地方税共同機構に納付しなかったときには、地方公共団体は、保証人に関する徴収の例により当該機構指定納付受託者から徴収する。

4 地方公共団体が、機構指定納付受託者の指定に関し、意見を述べるができる等の手

続について、所要の措置を講ずる。

5 その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後に地方税の納付を委託する場合について適用する。

3. さらなるデジタル化の課題① どこまで eLTAX へ集約するか

令和4年度税制改正により、2022年4月1日から法令上、全ての申告・申請が eLTAX で行えることとなり、これまで以上に、地方税共同機構と eLTAX に対する期待が大きくなった。

地方税法第761条によると、「地方税共同機構は、地方団体が共同して運営する組織として、機構処理税務事務を行うとともに、地方団体に対してその地方税に関する事務に関する支援を行い、もつて地方税に関する事務の合理化並びに納税義務者及び特別徴収義務者の利便の向上に寄与することを目的とする」と定義されている。地方税共同機構は地方税法に基づく公共法人であり、eLTAX や共通納税システムなどのシステムの開発・運用主体である。それだけでなく、収納代行的役割や情報連携プラットフォームの役割も期待されている。2023年6月からは、eLTAX を活用した収納を行う公金の範囲や必要なシステム改修等を検討するべく「地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会」が始まった。

課税権は自治体にあること、地方税は賦課税目が多いことや、これまで eLTAX が法人対応を中心に展開してきたことをふまえて、どこまで eLTAX に申告・申請・届出・通知・納付などの税務行政手続のデジタル化を担ってもらうかが重要である。「地方税における電子化の推進に関する検討会」や「地方税における電子化の推進に関する検討会実務者 WG」では、eLTAX 未対応の151手続について丁寧に検討されている。しかし、納税通知書等の電子的送付について、紙の納税通知書等（正本）と電子の納税通知書等（副本）が検討されているようだが、これではかえって手間が増えてしまう。納税者や自治体の非効率や煩雑さ、コスト増を招かないように、BPR や制度改正を視野にいれたさらなる検討が望ましい。

従来の電子自治体の流れから、単独で電子申請を運営している自治体もあれば、都道府県が主体となって自治体と一緒に共同で運営しているところもある。東京都は都内52自治体が参画している東京電子自治体共同運営協議会の運営の「東京共同電子申請・届出サービス」で、宿泊税、軽油引取税、個人事業税、固定資産税、自動車税などの申請、届出、納入申告などを行っている。電子申請は税だけでなくあらゆる申請を包括しているが、地方税共同機構で電子申請を推進するには、このような電子申請システムとの整理も必要になるだろう。また、将来的には、京都地方税機構のように、地方税の課税・徴収の共同処理を行っている広域連合との整理も必要になるだろう。

税務業務は大量のデータのやり取りが伴うので、事業拡大には行政総合ネットワーク（以下、LGWAN という）の強化も必要だろう。

4. さらなるデジタル化の課題② 自治体のコスト負担をどう考えるか

eLTAX の拡充を検討する際に気になるのが自治体のコスト負担である。地方税共同機構の運営は自治体等の負担金で賄われている。受取負担金の推移をみると、2019年度は、役46億円、2020年度は、約48億円、2021年度が約52億円、2022年度が約71億円、2023年度（予算）では、約100億円である。2023年度（予算）は、2021年度と比べると、2年間で約2倍に増えており、今後もますます増大すると思われる。eLTAXは第4次システムまで拡張されており、年金特徴(経由機関)システムや国税連携(所得税申告情報等)システムなども構築されてきた。柏木(2021)の調査では、第1次システム(2003年度～2009年度)の開発運用経費合計は約99億円、第2次システム(2008年度～2014年度)が約77億円、年金特徴(経由機関)システム(2009年度～2014年度)が約14億円、国税連携(所得税申告情報等)システム(2010年度～2014年度)が約14億円、第3次システム(2014年度～2019年度)が約146億円、現在の第4次システム(2019年度～)は当初開発費が約52億円、追加開発費は約13億円、運用費は5年間(2024年9月まで)で約120億円である。「令和5年度事業計画」によると、給与所得に係る特別徴収税額通知(納税義務者用)や地方たばこ税、ゴルフ場利用税、入湯税、軽油引取税、個人住民税、固定資産税等の申告等やその他申請・届出等のeLTAXの機能改善・拡充が掲げられ、2026年にはeLTAXの次期更改が控えている。

自治体の負担金は、地方交付税の基準財政需要額に算入されている。システム構築・更改の際も、単年度で一定額が基準財政需要額に加算されているが、今後もシステムの新規開発や更改、維持管理費用が嵩んでくる。自治体の負担金額は増えるので、どこまで地方税共同機構で担うかの検討は必要になるだろう。

自治体のコスト負担を考える際には、eLTAXの負担金以外に、自治体の税務システム経費やJ-LISへのコスト用負担も把握した方がよい。J-LISが運営しているマイナンバーカード、住基ネット、被災者支援システム、LGWANに対する経費負担のほか、地方税については、軽自動車検査情報、自動車登録・検査情報、環境性能割税額情報、地方消費税清算情報、たばこ流通情報、利子割精算情報、軽油流通情報などの多くの地方税に関する情報を自治体に提供しており、自治体は、その情報提供料を支払っている。これらJ-LISへのコストも普通交付税措置がなされているが、デジタル化の総コストを意識しながら、デジタル化を進めることは重要である。

5. さらなるデジタル化の課題③ 税務システム標準化をどこまで進めるか

税務システム標準化は、従来からの総務省、APPLICの取り組みを経て、2023年8月31日公表予定の「税務システム標準仕様書【第3.0版】」まで整理され進んできた。標準仕様書の対象は、法律で定められた、市区町村が行う個人住民税(森林環境税を含む。)、法人住民税、固定資産税(都市計画税を含む。)、軽自動車税(種別割)の賦課徴収に関する事務(固定資産の評価に関する事務を除く。)である。市区町村が実施する事業所税や入湯税など上記4税目以外の税目については対象外とし、取滞納管理については、上記4税目の取滞納管理業務を範囲としており、他税目や国民健康保険料等の取滞納管理業務に

については対象外とされている。各自治体の組織体制等に応じ、税務事務を補助するために導入されている課税資料等のイメージ管理や個人住民税の申告支援、滞納管理における電話催告等に係るサブシステムについても対象外とされている。すでに、神奈川県町村情報システム共同事業組合や、三鷹市・日野市・立川市・小金井市の東京自治体クラウドのように、システムを共同利用する事例もみられるが、今後、過疎化、公務員減少が進むと、共同化・広域化の流れが進み、都道府県の標準化や対象外となっている市町村税の標準化も検討する必要がでてくるかもしれない。

自治体 DX 推進計画に則り、自治体では、標準仕様書に合わせて、税務システムの修正・再構築を行っている。その際に、eLTAX の機能改善・拡充や次期更改も考えて、再構築を考えるのが肝要であろう。現在、法人二税に関しては、eLTAX に電子申請された異動処理（設立・設置・異動）データは、自治体がデータとして受け入れるのではなく、eLTAX システムを参照している。eLTAX では、原則、自治体にテキストデータを送信しているが、法人二税に関しては特別なビューアを同時提供している。それ以外の税目では、PDF を送信しているものもある。2023 年度から始まる税目の申告等関係手続は、テキストデータを送信し、納税者と同じソフトウェアで自治体も同じ書類を確認できるようにしたと聞いている。しかし、自治体でデータを使えるようにするためには、自治体がシステムベンダーにデータ入力やデータ取込を依頼したり、自治体職員がデータ入力をしたりしており、非効率になっている。データ連携による税務業務の省力化は図られた方がよい。これまで開発したのも含めて、eLTAX データのデータ取込が自動化できるように、地方税共同機構と自治体と一緒に検討を進めてほしい。

6. さらなるデジタル化の課題④ 地方法人課税に関する登記事項証明書の添付省略の推進

2016 年 10 月に「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」で登記事項証明書の添付省略に向けた方針決定がなされた。法人を設立した場合、2017 年 4 月 1 日以後、国税（法人税）の設立届出書への登記事項証明書の添付が不要となったが、自治体では従来どおり添付が必要である。納税地変更、資本金額の変更、解散など法人の届出事項に変更が生じた場合の異動届出書も添付が必要である。

デジタル庁と法務省は登記事項証明書添付省略を推進している。2023 年 2 月から、東京都、和歌山県、ひたちなか市、川崎市、広島市を対象として、登記事項証明書の添付省略のための登記情報連携の先行運用を開始した。東京都のホームページによると、東京都水道局の都指定給水装置工事事業者の指定の申請等に係る手続について、登記事項証明書の添付省略の先行運用を開始した。和歌山県のホームページによると、宗教法人代表役員（代務者）変更届や宗教法人代表役員（代務者）住所変更届について、法務局との登記情報連携を開始した。

デジタル手続法第 11 条の規定に基づく行政手続のデジタル化については、国の法律等に基づく手続を対象とするものであり、同法第 13 条で書かれているように自治体の条例に基づく手続については努力義務となっており、自治体の判断に委ねられている。しか

し、納税者の手間や自治体の業務の効率化を考えると、添付省略の方向に向かう方が望ましい。

登記情報システムからの連携データを活用するためには、システム改修が必要になるだろう。現在、自治体は、税務システム標準化の検討中だと思われるので、再構築を機に添付省略を進めてみてはいかがだろうか。もしくは、個別に対応するのではなく、登記情報は全自治体が使うと思われるので、国税連携のように eLTAX を介するのはどうだろうか。

7. さらなるデジタル化の課題⑤ 固定資産税評価のデジタル化と効率化

登記所と自治体のデータ連携は、固定資産税業務の効率化が大いに期待される。固定資産税の土地・家屋評価は専門性が問われる難しい業務である。償却資産も申告ではあるが、同様に確認に手間がかかる。近年では、地方では公務員減少・定数管理による人員削減などによる人手不足、都心では超高層複合ビルの建設による評価の複雑さなどから、固定資産税業務の持続性が危ぶまれてきた。地方からは、固定資産税業務の共同化や OB 職員の活用や民間委託の相談も受けたことがある。そういった背景の中で、以前から、土地・建物の登記情報、変更・更正情報、地図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図のデジタル化は望まれてきた。

「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知のオンライン化等について」（平成 31 年 4 月 26 日総税固第 31 号）において、地方税法第 382 条の登記所から市町村長への通知（登記済通知）と第 422 条の 3 の市町村長から登記所への通知（評価額通知）については、市町村と当該市町村の区域を管轄する登記所との協議が整い次第、オンラインによる提供が可能となった。税務システム標準化による変更や再構築に合わせて、登記所とのオンライン化を進めている自治体も多いと思われるので、情報連携が進んで、固定資産税業務の効率化が図られることを大いに期待したい。

8. さらなるデジタル化の課題⑥ 電子預金調査の見直しと電子差押の推進

現在、預金調査の電子化は、民間企業に委託している自治体も多いが、自治体にとって本当に効果がでるのは、柏木（2015）で示したように、預金調査から差押まで一連の流れを電子化することである。肥後銀行や鹿児島銀行を中心に預金調査から差押の電子化が進んでいたが、現在では違う方向になっている。現状では、預金調査を民間企業に委託しても、自治体が各金融機関に合わせたフォーマットを作成しなければならず、そのために、新たな IT システムを購入しているケースもみられ、かえって煩雑になり、コスト増にもなっている。預金調査と差押の電子化は、金融機関が主体となって行えば、必ず自治体の効率化は進む。もしくは、金融機関と繋がっている eLTAX を活用することも考えられる。余談になるが、ノルウェーでは、全金融機関が参加して電子預金調査を行っている。筆者がノルウェーに「なぜノルウェーは実現することができたのですか？」と聞いたところ、「なぜ日本はできないのか？」と切り返されて、答えることができなかった。筆者は、いつも各国にできて日本ができないいけないと思っている。ノルウェーのような一

元的な電子預金調査も米国ノースカロライナ州のような電子差押も実現できると信じている。

【参考文献】

柏木恵（2015）「預金の差押・調査の電子化～滞納整理の飛躍的進展に向けて」『月刊税』2015年6月号

柏木恵（2021）「国税と地方税における電子申告・納税制度の進展と成果」『現代地方財政の諸相（中央大学経済研究所研究叢書78）』中央大学出版部、2021年10月

柏木恵（2022）「自治体のデジタル化と東京自治体クラウドの取り組み」『地方財務』2022年7月号。

地方税共同機構（2022）『令和4年度（2022年度）地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ』

<https://www.lta.go.jp/news/06523/%E6%9C%AC%E6%96%87.pdf>（2023年7月25日参照）

地方税共同機構（2022）『地方税における電子化の推進に関する検討会実務者WGとりまとめ』

<https://www.lta.go.jp/news/06523/%E5%88%A5%E6%B7%BB.pdf>（2023年7月25日参照）

デジタル庁・法務省（2022）『登記情報システムに係るプロジェクトの推進について（登記事項証明書添付省略に関する実施計画）』

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f393fcb9-aaf8-487b-9cf6-](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f393fcb9-aaf8-487b-9cf6-310824348a87/20220328_policies_registration_information_system_text_01.pdf)

[310824348a87/20220328_policies_registration_information_system_text_01.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f393fcb9-aaf8-487b-9cf6-310824348a87/20220328_policies_registration_information_system_text_01.pdf)

（2023年7月25日参照）